

答申個第90号

平成30年10月11日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年10月31日付け東保保第1406号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

国民年金被保険者資格異動届の個人情報開示決定事案（諮問個第153号）



## 1 審査会の結論

諮問庁が行った個人情報開示決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年7月12日に、諮問庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「国民年金被保険者資格異動届 平成28年8月16日（申請） H19の8/16にも申請」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書として「国民年金被保険者資格異動届（1件）平成28年8月16日申請分」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年7月20日付けで、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成29年8月16日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、「東山転入にあわせてH19のものをH28とされたので届書をH28を19に変えてほしい」という旨の審査請求をした。
- (4) しかしながら、当該審査請求については、「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」が平成20年7月22日と記載されていたことに加え、「請求の趣旨及び理由」が不明確であったため、諮問庁は、審査請求人に対して、行政不服審査法第23条の規定に基づき、平成29年9月8日付けで審査請求書の補正を命令した。
- (5) これを受けて、審査請求人は、平成29年9月25日及び同月29日付けで回答（以下「補正回答」という。）した。諮問庁は補正回答について、「内容は判然としないものであったが、回答文中に、「H19の届書を再発行してほしい」という文言があったため、諮問庁が特定した本件公文書ではなく、平成19年度の国民年金被保険者資格異動届を開示してほしい、ということが審査請求の趣旨ではないかと一定解釈」し、条例第36条第1項の規定に基づき、平成29年10月31日付けで京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）へ諮問した。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨について審査請求人は、「東山転入のH19の7/25にあわせてH19

のものをH28とされたのに転入問題の戸籍の附票の5行目と同じくていせいしない平成年がおかしくまちがっている。しょうがないとされているようである。かえないまま、そのような平成年を使用させてもたしていることになる。交付されたものは、H20の7/25のものと今回H29になって7/25に交付してうけとった届出書は、同一のものだった。」と主張している。

#### 4 諮問庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

##### (1) 国民年金被保険者資格異動届について

審査請求人は、国民年金法に定める第1号被保険者に該当するところ、同法第12条によると、第1号被保険者は、国民年金への加入や住所変更について、所定の事項を記載して市町村長に届け出ることとされている。たとえば、国民年金被保険者の資格を取得又は喪失する際などには、「資格取得届」又は「資格喪失届」として、氏名、住所及び基礎年金番号等を記載した国民年金被保険者資格異動届を当庁に提出する必要がある。このように、国民年金の第1号被保険者の資格に関して、その時々の変動に応じて用いられる共通の様式が、国民年金被保険者資格異動届である。

##### (2) 本件公文書について

ア 審査請求人は、本件請求に係る個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）において、「国民年金被保険者資格異動届 平成28年8月16日（申請） H19の8/16にも申請」と記載していることから、当庁は、審査請求人が求めている文書を、「平成28年8月16日付けで審査請求人が当庁に提出した国民年金被保険者資格異動届」と特定した。

イ ところで、補正回答において、「H19の届書を再発行してほしい」との記載があることから、審査請求人が求めている文書は、当庁が特定した本件公文書ではなく、平成19年度に審査請求人が提出した国民年金被保険者資格異動届を開示してほしいとの趣旨とも解される。

ウ しかし、本件請求書が提出される際に、平成19年度の国民年金被保険者資格異動届は、文書の保存年限に基づき廃棄しているため、既に存在していない旨を審査請求人に対し口頭で説明していることから、本件公文書として、「平成28年8月16日付けで審査請求人が当庁に提出した国民年金被保険者資格異動届」を特定したものである。

##### (3) 処分の理由について

ア 上記4(2)のとおり、本件公文書は、「平成28年8月16日付けで審査請求人が当庁に提出した国民年金被保険者資格異動届」であるところ、当庁においては、審査請求人が平成

28年8月16日付けで届け出た国民年金被保険者資格異動届を特定したうえ、その全部を公開した。

このように、請求どおりの公文書を公開しており、本件審査請求を認容すべき事項が見当たらない。

なお、国民年金被保険者資格異動届の保存年限は3年であり、平成19年度の届書は既に存在しておらず、公開は不可能である。このことは、開示請求を受理する際に、審査請求人に対して口頭で説明済みである。

イ 平成28年8月16日付けで審査請求人から、保険料の免除該当者であることを申し出る、「国民年金保険料免除理由該当届」が別途提出されているが、個人情報開示請求書に記載の「国民年金被保険者資格異動届」については、同日付で提出されているもののみである。

ウ そもそも、本件個人情報開示請求の請求内容が「国民年金被保険者資格異動届 平成28年8月16日（申請） H19の8/16にも申請」と記載されており、これを素直に読むと、あくまで「H19の8/16にも申請」との文言については、「平成19年8月16日にも申請しているという事実を併記したもの」と読むことが合理的であり、併せて、平成19年の国民年金被保険者資格異動届がその保存期間を経過していることからすると、本件開示請求において、「平成28年8月16日届出の国民年金被保険者資格異動届」を特定し、その全部を開示した本件処分には、違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書、補正回答、反論書及び審査会での審査請求人の説明によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 東山転入のH19の7/25にあわせてH19のものをH28とされたのに転入問題の戸籍の附票の5行目と同じくていせいしない平成年がおかしくまちがっている。しょうがないとされているようである。かえないまま、そのような平成年を使用させてもたしていることになる。交付されたものは、H20の7/25のものと今回H29になって7/25に交付してうけとった届出書は、同一のものだった。
- (2) 生活保護が転入後も続いた7月後だが、年金記録にもえいきょうして記載が、H20にH29まで記録がつけられてこまっている。届書の平成年からしっかり正しく管理をしてほしい。H19の届書を再発行してほしい。
- (3) 東山区の方は間違っていないということだが、年金記録が消えるおそれがあり私は動いている。いまだに、19年なのに平成28年を使用したということについて、総務省の行政の

法律相談から回答をいただけていない。

- (4) 結局同じものをいただいて、2回も東山転入に際して書かせておいて、使い回しのためなのか、というのが私の主張である。
- (5) 京都地裁も平成28年を使用していたはずなので、警察もそれを使用していたはずなのでおかしいということを主張したい。
- (6) 同じものをいただいたというのは、2回目の平成28年以降のものが有効だと思うが、全然答えてくれない行政に対してこのような手段を取ったものである。

## 6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件審査請求について

本件審査請求において審査請求人が主張している不服の内容は、必ずしも判然とせず、一見すると本件処分に関する不服とは認めがたい主張が占めており、不適法な審査請求であるとも考えられる。

しかし、審査請求人が補正回答で「H19の届書を再発行してほしい」と主張していることから、本件審査請求の趣旨が、諮問庁の特定した本件公文書とは別の公文書の開示を求めているとも解される旨を諮問庁が述べていることや、この諮問庁の解釈に関して、審査請求人から特に反論等も見当たらないことからすれば、諮問庁の解釈を前提として当審査会が審議したとしても審査請求人にとって不利益は生じることなく、むしろ審査請求人に寄与するものであると考えられるため、当審査会では、この点について以下検討する。

### (2) 本件公文書について

ア 審査請求人は、個人情報開示請求書において、本件請求で求める公文書を「国民年金被保険者資格異動届 平成28年8月16日(申請) H19の8/16にも申請」と記載しているところ、諮問庁は、これを踏まえて対象公文書として「国民年金被保険者資格異動届(1件)平成28年8月16日申請分」を特定している。

しかし、審査請求人は、上記6(1)のとおり、本件公文書ではなく、平成19年度に届け出た国民年金被保険者資格異動届の開示を希望していたとの主張を行っているとは解される。

イ これに対して、諮問庁は、本件請求に係る公文書の特定について、以下のとおり主張している。

本件請求書が提出される際に、平成19年度の国民年金被保険者資格異動届は、文書の保存年限に基づき廃棄しているため、既に存在していない旨を審査請求人に対し口頭で説明していることから、本件公文書として、「平成28年8月16日付けで審査請求人が当庁に提出した国民年金被保険者資格異動届」を特定したものである。

ウ 当審査会が、個人情報開示請求書を確認すると、審査請求人は開示を求める公文書について「国民年金被保険者資格異動届 平成28年8月16日(申請) H19の8/16にも申請」と記載している。この記載内容からすると、審査請求人が、本件公文書である平成28年8月16日付申請の国民年金被保険者資格異動届を求めていると解したことは自然なことであり、むしろ本件公文書を特定しないの方が不自然で問題があると考えられ、諮問庁が、本件公文書を特定した判断に問題があったとは言い難い。

エ 次に、個人情報開示請求書では「H19の8/16にも申請」との記載が付記されているため、この部分の記載をもって、平成19年8月16日付けで出されたとされる国民年金被保険者資格異動届を審査請求人が求めていたと言えるのかどうかについて検討する。

オ 本件請求がなされるに当たっては、国民年金被保険者資格異動届の保存年限は3年であり、平成19年度の国民年金被保険者資格異動届は、文書の保存年限に基づき廃棄しているため、既に存在していない旨を諮問庁から審査請求人に対し口頭で事前に説明している経過がある。

このような経過と併せて、当審査会が改めて審査請求人が提出している個人情報開示請求書を確認すると、「H19の8/16にも申請」との記載はあるものの、その文字の大きさ、配字など記載の外形を総合的に見る限り、「国民年金被保険者資格異動届 平成28年8月16日(申請)」に関する参考としての補足的な記載であると読み取ることが自然と言わざるを得ない。

カ 以上のことからすると、本件請求の対象となる文書として本件公文書を特定した諮問庁の判断は不適正であったとは言えず、問題があったとは認められない。

### (3) 本件処分について

上記6(2)で確認したとおり、本件請求に係る文書は「国民年金被保険者資格異動届(1件)平成28年8月16日申請分」であるところ、当審査会は、諮問庁に当該文書の写しを提出させ、確認したうえ、諮問庁が本件請求に係る文書について誤りなく特定し、その全てを開示していることを確認した。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年10月31日 諮問

11月28日 諮問庁からの弁明書の提出

平成30年 1月23日 審査請求人からの反論書の提出

8月 7日 諮問庁の職員の口頭理由説明（平成30年度第4回会議）

9月 6日 審査請求人の口頭意見陳述（平成30年度第5回会議）

10月11日 審議（平成30年度第6回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）